阪神水道企業団公報

令和３年４月15日㈭
第348号

毎月15日発行

目　　次

◇規　　則◇

○　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

○　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

◇訓　　令◇

○　阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程及び阪神水道企業団出勤簿等取扱規程の一部を改正する規程

○　阪神水道企業団職員職名規程の一部を改正する規程

◇管理規程◇

○　阪神水道企業団工事監督規程の一部を改正する規程

○　通勤手当支給規程の一部を改正する規程

○　阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

◇告　　示◇

○　令和２年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

○　令和３年度阪神水道企業団水道事業会計予算

○　阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の辞職

○　阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の補欠選挙

◇規　　則◇

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年３月25日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団規則第１号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

（阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正）

第１条　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則（昭和27年訓令第111号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

第６条　条例第７条の２第１項に規定する届出は、企業長に提出するものとし、新たに扶養手当の支給を受けようとする場合及び従前扶養手当の支給を受けていた職員に同項第１号又は第２号に該当する事実が生じた場合は、扶養親族（異動）認定申請書（様式第１）によるものとする。

様式第１

扶養親族（異動）認定申請書

年　月　日提出

企業長 氏名	所属		職名	
			氏名	

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第７条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族について次のとおり申請いたします。

（証明書　　通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居別居の別	職業（年収）	事実が発生した年月日	事実の内容	備考	※認定印

※印欄以外は職員が記入するものとする。

注
⑴　添付する証明書は原則として官公署の発行するものとし、企業長は実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。
⑵　企業長は、扶養の事実について証明書の必要を認めないとき、又は証明書の提出が申請書の提出時に間に合わないときは企業長の責任において、この申請書のみで認定することができる。
⑶　備考欄には、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものであることを証明するに足る事実を具体的に、かつ、詳細に記入すること。
⑷　年収額欄には、勤労所得ばかりでなく資産所得、事業所所得等もあれば所得の種類ごとにその金額を記入すること。

改　正　前

第６条　条例第７条の２第１項に規定する届出は、企業長に提出するものとし、新たに扶養手当の支給を受けようとする場合には、扶養親族認定申請書（様式第１）により、従前扶養手当の支給を受けていた職員に同項第１号又は第２号に該当する事実が生じた場合には扶養親族異動認定申請書（様式第２）によるものとする。

様式第１

扶養親族認定申請書

年　月　日提出

企業長 氏名	勤務課所名			
	職名		氏名印	

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第７条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族として次のとおり申請いたします。

（証明書　　通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居別居の別	職業（年収）	※扶養の終期	備考	※認定印

扶養手当異動記入欄　※

扶養親族	年 月 日 から		年 月 日 から		年 月 日 から		年 月 日 から		年 月 日 から		年 月 日 から		年 月 日 から	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
配偶者														
第一子														
第二子以下の子														
その他の親族														
計														

※印欄以外は職員が記入するものとする。

注　⑴　添付する証明書は原則として官公署の発行するものとし、企業長は実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。
⑵　企業長は扶養の事実について証明書の必要を認めないとき又は証明書の提出が申請書の提出時に間に合わないときは、企業長の責任において、この申請書のみで認定することができる。
⑶　備考欄には、他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものであることを証明するに足る事実を具体的に、かつ、詳細に記入すること。
⑷　年収額欄には勤労所得ばかりでなく、資産所得、事業所得等もあれば、所得の種類ごとにその金額を記入すること。

様式第２　<u>削除</u>

様式第２

扶養親族異動認定申請書

年　月　日提出

企業長 氏　名	勤務課所名			
	職名		氏名印	

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第７条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族が次のとおり異動しましたので、申請いたします。

（証明書　　通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居の別別居	職業（年収）	異動年月日	異動の理由	※認定印

※印欄以外は職員が記入するものとする。

注 (1) 添付する証明書は、原則として官公署の発行するものとし、企業長は実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。

(2) 企業長は、扶養の事実について証明書の必要を認めないとき又は証明書の提出が申請書の提出時に間に合わないときは、企業長の責任において申請書のみにて認定することができる。

(3) この申請書は、認定後は扶養親族認定申請書裏面に貼り付けて保存するものとする。

備考

１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

４　様式第１を改正前に記載する様式第１から改正後に記載する様式第１に改める。

５　様式第２を削る。

（阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則の一部改正）

第２条　阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則（昭和46年規則第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

別記様式（表）

住　　居　　届

年　月　日提出

阪神水道企業団 企業長　様	所属部課（所、室）名		主たる届出事由 □新　規 □住居の変更 □契約関係の変更 □家賃の額の変更 □その他（　　）
	職　名 氏　名		
			上記事実の発生年月日 年　月　日
阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則第３条の規定に基づき住居の実情を届け出ます。			

添付書類	□ 契約書（写し）　□ 登記抄本　□ 家賃等の領収書（写し） □ その他（　）			
住宅の内容	住宅の所在地			
	住宅の種類	□ 借家　□ 借間 □ まかない付下宿	住宅の契約面積	㎡
	住宅の所有者	続柄（　）	住所	
	住宅の貸主	続柄（　）	住所	
	住宅の名義上の借主	続柄（　）（借主が職員でない場合） （　）借主が職員の扶養親族で	□ある　□ない	
	家賃等	月額　　円（　　年　月　日から）		
	契約期間	年　月　日から　　年　月　日まで		
入居日	年　月　日			

※上記家賃等には
□ 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。（光熱費込みの下宿代）
□ 居住に関する支払額に食費等が含まれている。（まかない付下宿代）

確認および決定欄（提出者は記入しないこと。）　年　月　日受理

家賃の額（規則第５条に規定する家賃に相当する額）	支給の始期等	住宅手当の月額	決裁欄	左記のとおり決定する		
				課長	係長	係
円	年　月　日から 年　月　日まで　支給	円				

改　正　前

別記様式（表）

住　　居　　届

年　月　日提出

阪神水道企業団 企業長　様	所属部課（所、室）名		主たる届出事由 □新　規 □住居の変更 □契約関係の変更 □家賃の額の変更 □その他（　　）
	職　名 氏　名	㊞	
	所属長	㊞	上記事実の発生年月日 年　月　日
阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則第３条の規定に基づき住居の実情を届け出ます。			

添付書類	□ 契約書（写し）　□ 登記抄本　□ 家賃等の領収書（写し） □ その他（　）			
住宅の内容	住宅の所在地			
	住宅の種類	□ 借家　□ 借間 □ まかない付下宿	住宅の契約面積	㎡
	住宅の所有者	続柄（　）	住所	
	住宅の貸主	続柄（　）	住所	
	住宅の名義上の借主	続柄（　）（借主が職員でない場合） （　）借主が職員の扶養親族で	□ある　□ない	
	家賃等	月額　　円（　　年　月　日から）		
	契約期間	年　月　日から　　年　月　日まで		
入居日	年　月　日			

※上記家賃等には
□ 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。（光熱費込みの下宿代）
□ 居住に関する支払額に食費等が含まれている。（まかない付下宿代）

確認および決定欄（提出者は記入しないこと。）　年　月　日受理

家賃の額（規則第５条に規定する家賃に相当する額）	支給の始期等	住宅手当の月額	決裁欄	左記のとおり決定する		
				課長	係長	係
円	年　月　日から 年　月　日まで　支給	円				

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　別記様式（表）を改正前に記載する別記様式（表）から改正後に記載する別記様式（表）に改める。

（阪神水道企業団管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第３条　阪神水道企業団管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成27年規則第１号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別記様式
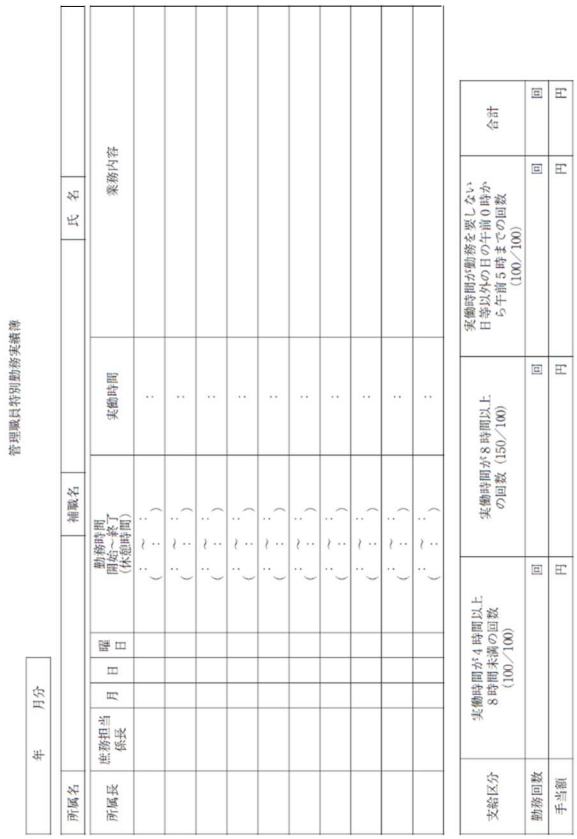

</td><td>
別記様式
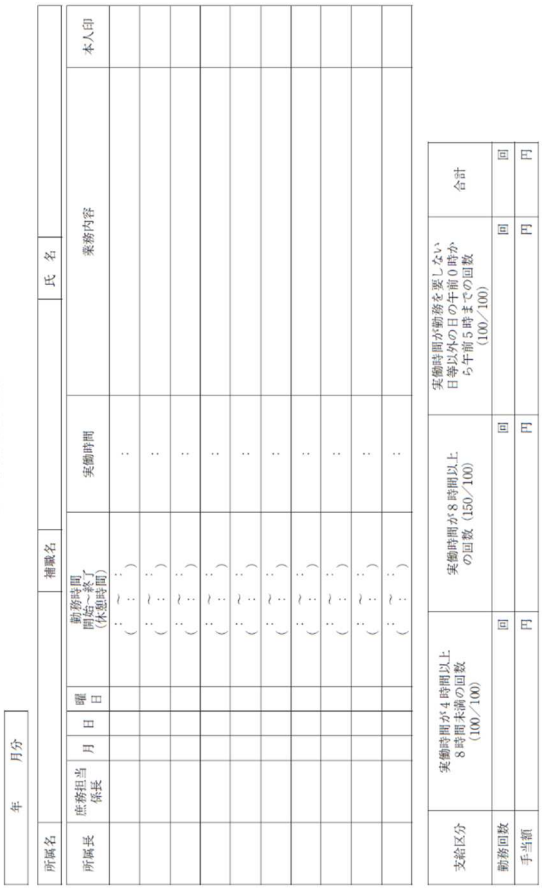

</td></tr>
<tr><td colspan="2">
備考
１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
４　別記様式を改正前に記載する別記様式から改正後に記載する別記様式に改める。
</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年３月29日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団規則第２号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

（阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正）

第１条　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則（昭和27年訓令第111号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第１
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務の内容</th></tr>
<tr><td>１級</td><td>定型的な業務を行う職務</td></tr>
<tr><td>２級</td><td>経験を必要とする業務を行う職務</td></tr>
<tr><td>３級</td><td>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</td></tr>
<tr><td>４級</td><td>主任の職務</td></tr>
<tr><td>５級</td><td>室長、局長、係長及び主査の職務</td></tr>
<tr><td>６級</td><td>課長、場長、所長、室長、局長、主幹、副場長及び副所長の職務</td></tr>
<tr><td>７級</td><td>理事、部長、参事、次長、所長及び局長の職務</td></tr>
</table></td><td>別表第１
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務の内容</th></tr>
<tr><td>１級</td><td>定型的な業務を行う職務</td></tr>
<tr><td>２級</td><td>経験を必要とする業務を行う職務</td></tr>
<tr><td>３級</td><td>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</td></tr>
<tr><td>４級</td><td>主任の職務</td></tr>
<tr><td>５級</td><td>室長、局長、係長及び主査の職務</td></tr>
<tr><td>６級</td><td>課長、場長、所長、室長、局長、主幹、副場長及び副所長の職務</td></tr>
<tr><td>７級</td><td>部長、次長、所長、局長及び参事の職務</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
４　別表第１を改正前に記載する別表第１から改正後に記載する別表第１に改める。</td></tr>
</table>

（阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則の一部改正）

第２条　阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則（昭和35年規則第４号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（支給対象者）
第２条　管理職手当は、次に掲げる職にある者に支給する。
理事、部長、参事、次長、課長、場長、所長、室長、局長、主幹、副場長、副所長、係長及び主査
２　省略</td><td>（支給対象者）
第２条　管理職手当は、次に掲げる職にある者に支給する。
部長、参事、次長、課長、場長、所長、室長、局長、主幹、副場長、副所長、係長及び主査
２　省略</td></tr>
</table>

別表	別表
職務の級 / 職　　名 / 月　額 7 級 / 理事、部長、参事、次長、所長及び局長 / 100,000円 6 級 / 課長、場長、所長、室長、局長、主幹、副場長及び副所長 / 71,000円 5 級 / 室長、局長、係長及び主査 / 42,000円	職務の級 / 職　　名 / 月　額 7 級 / 部長、参事、次長、所長及び局長 / 100,000円 6 級 / 課長、場長、所長、室長、局長、主幹、副場長及び副所長 / 71,000円 5 級 / 室長、局長、係長及び主査 / 42,000円

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　別表を改正前に記載する別表から改正後に記載する別表に改める。

（地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき企業長が定める職の範囲に関する規則の一部改正）

第３条　地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき企業長が定める職の範囲に関する規則（昭和42年規則第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（範囲） 第２条　前条に規定する職の範囲は、部、課、場、センター、所、室及び係の長並びに理事、参事、次長、主幹、副場長、副所長及び主査とする。	（範囲） 第２条　前条に規定する職の範囲は、部、課、場、センター、所、室及び係の長並びに参事、次長、主幹、副場長、副所長及び主査とする。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

◇訓　　令◇

訓令第１号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程及び阪神水道企業団出勤簿等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和３年３月25日

阪神水道企業団

企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程及び阪神水道企業団出勤簿等取扱規程の一部を改正する規程

（阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部改正）

第１条　阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程（平成４年訓令第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

様式第１

育児休業承認請求書

請求年月日　　年　　月　　日

阪神水道企業団
企業長　　様

請求者　所　属
職　名
氏　名

下記のとおり育児休業の承認を請求します。

1　請求に係る子		2　請求者以外の子の親	
氏　　名		氏　　名	
続　　柄		子との同・別居	□同居　□別居
生年月日	年　月　日生	就業の有無	□有　□無
3　請求の内容	□育児休業　□育児休業期間の延長 □再度の育児休業　□再度の育児休業期間の延長 （再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入）		
4　請求期間	年　月　日から　年　月　日まで		
5　既に育児休業をした期間	年　月　日から　年　月　日まで 年　月　日から　年　月　日まで		
6　備　　考			

（注）１　この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産婦が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。

２　子の出生前に請求する場合は、「４　請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「１　請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

３　備考欄には、(ｱ)　請求に係る子以外に３歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(ｲ)　請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ｳ)　請求に係る子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。

４　該当する□には×印を記入すること。

改　正　前

様式第１

育児休業承認請求書

請求年月日　　年　　月　　日

阪神水道企業団
企業長　　様

請求者　所　属
職　名
氏　名　　㊞

下記のとおり育児休業の承認を請求します。

1　請求に係る子		2　請求者以外の子の親	
氏　　名		氏　　名	
続　　柄		子との同・別居	□同居　□別居
生年月日	年　月　日生	就業の有無	□有　□無
3　請求の内容	□育児休業　□育児休業期間の延長 □再度の育児休業　□再度の育児休業期間の延長 （再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入）		
4　請求期間	年　月　日から　年　月　日まで		
5　既に育児休業をした期間	年　月　日から　年　月　日まで 年　月　日から　年　月　日まで		
6　備　　考			

（注）１　この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産婦が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。

２　子の出生前に請求する場合は、「４　請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「１　請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

３　備考欄には、(ｱ)　請求に係る子以外に３歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(ｲ)　請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ｳ)　請求に係る子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。

４　該当する□には×印を記入すること。

様式第２

育児休業計画書

提出年月日　　年　　月　　日

阪神水道企業団
企業長　　様

所　属
職　名
氏　名

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程第４条第１項及び第６項第５号の規定に基づき、再度の育児休業の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

１　育児休業の承認の請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年　月　日生
２　請求者の育児休業計画			
育児休業請求期間	年　月　日から　年　月　日まで		
再度の育児休業請求予定期間	年　月　日から　年　月　日まで		
３　配偶者の養育計画			
配偶者の氏名			
養育予定期間	年　月　日から　年　月　日まで		
子を養育するために利用する制度等	□育児休業　□育児休業以外の休業・休暇 □その他（　　）		
４　備考			

（注）１　育児休業計画書は、育児休業承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
２　請求者の育児休業請求期間には、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入する。
３　請求者の配偶者の養育予定期間は、請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業請求予定期間の初日の前日までの期間（３月以上の期間に限る。）が記入されることとなる。
４　子の出生前に提出する場合は、「１　育児休業の承認の請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
５　変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。
６　該当する□には×印を記入すること。

様式第３

養育状況変更届

年　　月　　日　届出

阪神水道企業団
企業長　　様

所　属
職　名
氏　名

下記のとおり［□育児休業　□部分休業］に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

１．届出の事由

□　休業に係る子を養育しなくなった

□　同居しなくなった　□　負傷・疾病　□　その他（　　）

□　休業に係る子を配偶者が養育できることとなった

□　休業に係る子が死亡した

□　休業に係る子と離縁した（養子縁組の取り消しを含む）

□　休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

□　その他（　　）

２．届出の事由が発生した日

年　　月　　日

様式第２

育児休業計画書

提出年月日　　年　　月　　日

阪神水道企業団
企業長　　様

所　属
職　名
氏　名　㊞

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程第４条第１項及び第６項第５号の規定に基づき、再度の育児休業の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

１　育児休業の承認の請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年　月　日生
２　請求者の育児休業計画			
育児休業請求期間	年　月　日から　年　月　日まで		
再度の育児休業請求予定期間	年　月　日から　年　月　日まで		
３　配偶者の養育計画			
配偶者の氏名			
養育予定期間	年　月　日から　年　月　日まで		
子を養育するために利用する制度等	□育児休業　□育児休業以外の休業・休暇 □その他（　　）		
４　備考			

（注）１　育児休業計画書は、育児休業承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
２　請求者の育児休業請求期間には、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入する。
３　請求者の配偶者の養育予定期間は、請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業請求予定期間の初日の前日までの期間（３月以上の期間に限る。）が記入されることとなる。
４　子の出生前に提出する場合は、「１　育児休業の承認の請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
５　変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。
６　該当する□には×印を記入すること。

様式第３

養育状況変更届

年　　月　　日　届出

阪神水道企業団
企業長　　様

所　属
職　名
氏　名　㊞

下記のとおり［□育児休業　□部分休業］に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

１．届出の事由

□　休業に係る子を養育しなくなった

□　同居しなくなった　□　負傷・疾病　□　その他（　　）

□　休業に係る子を配偶者が養育できることとなった

□　休業に係る子が死亡した

□　休業に係る子と離縁した（養子縁組の取り消しを含む）

□　休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

□　その他（　　）

２．届出の事由が発生した日

年　　月　　日

様式第４

部分休業承認請求書

請求年月日　　年　　月　　日

阪神水道企業団
企業長　　様

請求者　所　属
職　名
氏　名

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

1　請求に係る子		2　請求者以外の子の親	
氏　　名		氏　　名	
続　　柄		子との同・別居	□同居　□別居
生年月日	年　月　日生	就業の有無	□　有　□　無
3　託児の態様	□託児施設（　　）　□その他（　　） （託児時間：　時　分～　時　分）（託児時間：　時　分～　時　分）		
4　通勤時間	時間　分（託児先を経由する時間を含む）		
5　請求期間及び時間	期　　間		時　　間
	年　月　日から 年　月　日まで	□毎　日 □その他（　）	午前　時　分～　時　分 午後　時　分～　時　分
	年　月　日から 年　月　日まで	□毎　日 □その他（　）	午前　時　分～　時　分 午後　時　分～　時　分
6　備　　考			

（注）1　この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産婦が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること。

2　請求に係る子について、(ｱ)　職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、(ｲ)　託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。

3　該当する□には×印を記入すること。

様式第４

部分休業承認請求書

請求年月日　　年　　月　　日

阪神水道企業団
企業長　　様

請求者　所　属
職　名
氏　名　　㊞

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

1　請求に係る子		2　請求者以外の子の親	
氏　　名		氏　　名	
続　　柄		子との同・別居	□同居　□別居
生年月日	年　月　日生	就業の有無	□　有　□　無
3　託児の態様	□託児施設（　　）　□その他（　　） （託児時間：　時　分～　時　分）（託児時間：　時　分～　時　分）		
4　通勤時間	時間　分（託児先を経由する時間を含む）		
5　請求期間及び時間	期　　間		時　　間
	年　月　日から 年　月　日まで	□毎　日 □その他（　）	午前　時　分～　時　分 午後　時　分～　時　分
	年　月　日から 年　月　日まで	□毎　日 □その他（　）	午前　時　分～　時　分 午後　時　分～　時　分
6　備　　考			

（注）1　この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産婦が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること。

2　請求に係る子について、(ｱ)　職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、(ｲ)　託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。

3　該当する□には×印を記入すること。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　様式第１から様式第４までを改正前に記載する様式第１から様式第４までから改正後に記載する様式第１から様式第４までに改める。

（阪神水道企業団出勤簿等取扱規程の一部改正）

第２条　阪神水道企業団出勤簿等取扱規程（昭和34年訓令第154号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr>
<td>
様式第３の２
職務専念義務免除申請書
年　月　日
企業長　様
所　属
申請者　職　名
氏　名
次のとおり職務に専念する義務の免除を申請します。
理　由
期　間　年　月　日（　時　分）から　日（　時　分）間　年　月　日（　時　分）まで
摘　要
<table>
<tr><td rowspan="2">処　理</td><td>免除する</td><td>企業長</td><td>副企業長</td><td>総務部長</td><td>次長</td><td colspan="4">総　務　課</td><td></td></tr>
<tr><td>免除しない</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>課長</td><td>係長</td><td>主査</td><td>係</td><td></td></tr>
</table>
（注）１　第６条の２第２項の規定により申請するときは、職務に専念する義務の免除を受けようとする者の所属、職、氏名を摘要欄に記載すること。
２　企業長が必要と認めるときは、事実を証明する書類を添付すること。
</td>
<td>
様式第３の２
職務専念義務免除申請書
年　月　日
企業長　様
所　属
申請者　職　名
氏　名　印
次のとおり職務に専念する義務の免除を申請します。
理　由
期　間　年　月　日（　時　分）から　日（　時　分）間　年　月　日（　時　分）まで
摘　要
<table>
<tr><td rowspan="2">処　理</td><td>免除する</td><td>企業長</td><td>副企業長</td><td>総務部長</td><td>次長</td><td colspan="4">総　務　課</td><td>所属長</td></tr>
<tr><td>免除しない</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>課長</td><td>係長</td><td>主査</td><td>係</td><td></td></tr>
</table>
（注）１　第６条の２第２項の規定により申請するときは、職務に専念する義務の免除を受けようとする者の所属、職、氏名を摘要欄に記載すること。
２　企業長が必要と認めるときは、事実を証明する書類を添付すること。
</td>
</tr>
<tr><td colspan="2">
備考
１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
４　様式第３の２を改正前に記載する様式第３の２から改正後に記載する様式第３の２に改める。
</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

３　この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

訓令第２号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団職員職名規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和３年３月29日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団職員職名規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団職員職名規程（昭和24年訓令第82号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表
<table>
<tr><th>補職名</th><th>職　　名</th><th>補職名</th><th>職　　名</th></tr>
<tr><td>理　事</td><td>事務職員、技術職員</td><td>主　幹</td><td>事務職員、技術職員</td></tr>
<tr><td>部　長</td><td>事務職員、技術職員</td><td>室　長</td><td>事務職員、技術職員</td></tr>
<tr><td>参　事</td><td>事務職員、技術職員</td><td>副 場 長</td><td>事務職員、技術職員</td></tr>
<tr><td>次　長</td><td>事務職員、技術職員</td><td>副 所 長</td><td>事務職員、技術職員</td></tr>
<tr><td>課　長</td><td>事務職員、技術職員</td><td>係　長</td><td>事務職員、技術職員</td></tr>
<tr><td>場　長</td><td>技術職員</td><td>主　査</td><td>事務職員、技術職員</td></tr>
<tr><td>所　長</td><td>技術職員</td><td>主　任</td><td>事務職員、技術職員</td></tr>
</table>
</td><td>
別表
<table>
<tr><th>補職名</th><th>職　　名</th><th>補職名</th><th>職　　名</th></tr>
<tr><td>部　長</td><td>事務職員、技術職員</td><td>室　長</td><td>事務職員、技術職員</td></tr>
<tr><td>参　事</td><td>事務職員、技術職員</td><td>副 場 長</td><td>事務職員、技術職員</td></tr>
<tr><td>次　長</td><td>事務職員、技術職員</td><td>副 所 長</td><td>事務職員、技術職員</td></tr>
<tr><td>課　長</td><td>事務職員、技術職員</td><td>係　長</td><td>事務職員、技術職員</td></tr>
<tr><td>場　長</td><td>技術職員</td><td>主　査</td><td>事務職員、技術職員</td></tr>
<tr><td>所　長</td><td>技術職員</td><td>主　任</td><td>事務職員、技術職員</td></tr>
<tr><td>主　幹</td><td>事務職員、技術職員</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td colspan="2">
備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　別表を改正前に記載する別表から改正後に記載する別表に改める。
</td></tr>
</table>

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第１号

阪神水道企業団工事監督規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和３年３月24日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団工事監督規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団工事監督規程（平成26年管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
（監督員の指名等）
第５条　工事施行規程第６条第２項の規定により工事請負契約書の写しの送付を受けた工事施行課長は、所属する技術職員のうちから監督員を指名するものとする。
２　総括監督員については職務の級が５級以上の職員を指名する。
</td><td>
（監督員の指名等）
第５条　工事施行規程第８条の規定により工事請負契約書の写しの送付を受けた工事施行課長は、所属する技術職員のうちから監督員を指名するものとする。
２　総括監督員については職務の級が５級以上の職員を、担当監督員については布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技
</td></tr>
</table>

	術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第２号）に定められた職員を指名する。
３　工事施行課長が１工事に２人以上の担当監督員を指名したときは、そのうち１人を主任監督員に指名する。	３　工事施行課長が、１工事に２人以上の担当監督員を指名したときに限り、そのうち１人を主任監督員に指名することができる。
４　省略	４　省略
５　水道の布設工事を含む全ての水道施設の工事について、総括監督員及び担当監督員のうち少なくとも１人は、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第２号）第３条各号のいずれかに該当する者とする。	
（工事工程表、施工計画書等） 第８条　監督員は、工事工程表、施工計画書等が提出されたときは、その内容を十分把握し工事施行課長に報告しなければならない。	（工事工程表及び施工計画書等） 第８条　監督員は、工事工程表及び施工計画書等が提出されたときは、その内容を十分把握し工事施行課長に報告しなければならない。
様式第１ （別紙１のとおり）	様式第１ （別紙２のとおり）

備考

１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
４　様式第１を別紙２に記載する様式第１から別紙１に記載する様式第１に改める。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別紙１

様式第１号

年　　月　　日

工事請負人名

課長（場長・所長）名

監 督 員 通 知 書

　　年　　月　　日付をもって請負契約を締結した次の工事について、阪神水道企業団工事監督規程第7条の規定に基づき、下記のとおり監督員を通知します。

記

起工番号		
工 事 名		
施工場所		
監督員 職氏名	変更前 (当初)	
	変更後	

特記事項

別紙２

様式第１号

平成　　年　　月　　日

工事請負人名

課長（場長・所長）名

監 督 員 通 知 書

平成　　年　　月　　日付をもって請負契約を締結した次の工事について、阪神水道企業団工事監督規程第7条の規程に基づき、下記のとおり監督員を通知します。

記

起工番号		
工 事 名		
施工場所		
監督員 職氏名	変更前 (当初)	
	変更後	

特記事項

阪神水道企業団管理規程第２号

通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和３年３月25日

阪神水道企業団

企業長　吉　田　延　雄

通勤手当支給規程の一部を改正する規程

通勤手当支給規程（昭和44年管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
別記様式 通　勤　届　　年　月　日提出 阪神水道企業団 企業長　様　勤務課所　職名　氏名 通勤手当支給規程第４条の規程に基づき通勤の実情を届けます。　住所 届出理由（該初の届出については、１のみに○印をつけること。） 1 新規（異動の場合を含む。） 2 住居の変更 3 通勤経路の変更 4 通勤方法の変更 5 運賃等負担額の変更 6 その他（　） 上記事実の発生　年　月　日 決定欄（届出者は記入しないこと）　課長　係長　係　係 種類　（該当事項を○印で囲む）定期券　回数券　その他 支給の始期終期等　年　月　日　開始　終了 通勤手当の月額　円 届出受理年月日　年　月　日　受理 改定　年　月　日　乗車券等　種類　金額　備考 改定　年　月　日　乗車券等　種類　金額　備考 順路　通勤方法の別　区間　距離　所要時間　乗車券等　種類　金額　備考 1 2 3 4 計　月額　月額 他に利用できる交通機関がある場合はその名称及び利用区間 記入上の注意 1 この届には、通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法は記入しないこと。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、○○機等の別を記入すること。 3 「乗車券等の種類」欄には、３箇月、６箇月又は回数券の区分を、「乗車券等の金額」欄には、それに対応する金額を記入すること。 4 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数、往路と帰路とが異なる場合は、その旨及び理由等を記入すること。 5 所属長確認欄は、乗車券等と照合の上認印すること。	別記様式 通　勤　届　　年　月　日提出 阪神水道企業団 企業長　様　勤務課所　職名　氏名 通勤手当支給規程第４条の規程に基づき通勤の実情を届けます。　住所 届出理由（該初の届出については、１のみに○印をつけること。） 1 新規（異動の場合を含む。） 2 住居の変更 3 通勤経路の変更 4 通勤方法の変更 5 運賃等負担額の変更 6 その他（　） 上記事実の発生　年　月　日 決定欄（届出者は記入しないこと）　課長　係長　係　所属長確認欄 種類　（該当事項を○印で囲む）定期券　回数券　その他 支給の始期終期等　年　月　日　開始　終了 通勤手当の月額　円 届出受理年月日　年　月　日　受理 改定　年　月　日　乗車券等　種類　金額　備考 改定　年　月　日　乗車券等　種類　金額　備考 順路　通勤方法の別　区間　距離　所要時間　乗車券等　種類　金額　備考 1 2 3 4 計　月額　月額 他に利用できる交通機関がある場合はその名称及び利用区間 記入上の注意 1 この届には、通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法は記入しないこと。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、○○機等の別を記入すること。 3 「乗車券等の種類」欄には、３箇月、６箇月又は回数券の区分を、「乗車券等の金額」欄には、それに対応する金額を記入すること。 4 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数、往路と帰路とが異なる場合は、その旨及び理由等を記入すること。 5 所属長確認欄は、乗車券等と照合の上認印すること。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

4　別記様式を改正前に記載する別記様式から改正後に記載する別記様式に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
３　この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

阪神水道企業団管理規程第３号

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和３年３月29日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（その他の職） 第３条　企業長が必要と認めるときは、理事又は参事を置くことがある。 （部長、課長等の担任事務） 第４条　省略 ２　理事又は参事は、企業長の命を受け、特定の事務を掌理する。 ３から６まで　省略	（その他の職） 第３条　企業長が必要と認めるときは、参事を置くことがある。 （部長、課長等の担任事務） 第４条　省略 ２　参事は、企業長の命を受け、特定の事務を掌理する。 ３から６まで　省略

備考
１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第２号

令和３年第１回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和２年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

令和３年３月25日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

令和２年度

阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第１条　令和２年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　令和２年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △　減）	（　計　）
	収	入	
第１款　水道事業収益	20,178,553 千円	△ 32,806 千円	20,145,747 千円
第１項 営　業　収　益	19,047,930 千円	△ 32,806 千円	19,015,124 千円
	支	出	
第１款　水道事業費用	17,688,494 千円	△ 32,806 千円	17,655,688 千円
第１項 営　業　費　用	16,101,215 千円	△ 32,806 千円	16,068,409 千円

第３条　予算第４条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,350,532 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 444,605 千円、当年度純利益 1,994,125 千円及び損益勘定留保資金 6,911,802 千円で補てんするものとする。」に改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △　減）	（　計　）
	収	入	
第１款　資本的収入	1,172,641 千円	△ 14,618 千円	1,158,023 千円
第１項 企　　業　　債	942,000 千円	△ 50,000 千円	892,000 千円
第３項 国 庫 補 助 金	1 千円	35,382 千円	35,383 千円
	支	出	
第１款　資本的支出	10,534,555 千円	△ 26,000 千円	10,508,555 千円
第１項 建 設 改 良 費	5,619,975 千円	△ 26,000 千円	5,593,975 千円

第４条　予算第６条に定めた起債の目的及び限度額中

「導送配水管路整備事業費充当のため 942,000千円」を「導送配水管路整備事業費充当のため 892,000千円」に改める。

阪神水道企業団告示第３号

令和３年第１回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和３年度阪神水道企業団水道事業会計予算は、次のとおりである。

令和３年３月25日

阪神水道企業団

企業長　吉　田　延　雄

令和３年度

阪神水道企業団水道事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和３年度阪神水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（給水市名）	（１日平均給水量）	（分賦基本水量）	（給水量）
神 戸 市	446,867 ㎥	163,106,455 ㎥	160,216,020 ㎥
尼 崎 市	162,767 ㎥	59,409,955 ㎥	44,135,662 ㎥
西 宮 市	131,953 ㎥	48,162,845 ㎥	47,300,505 ㎥
芦 屋 市	28,870 ㎥	10,537,550 ㎥	9,345,080 ㎥
宝 塚 市	19,145 ㎥	6,987,925 ㎥	6,987,925 ㎥
計	789,602 ㎥	288,204,730 ㎥	267,985,192 ㎥

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　水道事業収益	20,188,297 千円
第１項　営　業　収　益	19,036,877 千円
第２項　営　業　外　収　益	1,151,418 千円
第３項　特　別　利　益	2 千円

支　　出

第１款　水道事業費用	17,661,700 千円
第１項　営　業　費　用	16,040,040 千円
第２項　営　業　外　費　用	1,616,655 千円
第３項　特　別　損　失	5 千円
第４項　予　備　費	5,000 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,870,849千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額299,901千円、当年度純利益2,173,088千円及び損益勘定留保資金5,397,860千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	594,314 千円
第１項　企　業　債	580,000 千円
第２項　出　資　金	14,309 千円
第３項　国 庫 補 助 金	1 千円
第４項　固定資産売却代金	2 千円
第５項　工 事 負 担 金	1 千円
第６項　そ の 他 資 本 収 入	1 千円

支　　出

第１款　資本的支出	8,465,163 千円
第１項　建設改良費	3,518,650 千円
第２項　企業債償還金	4,400,750 千円
第３項　投資	500,001 千円
第４項　水利負担金	42,928 千円
第５項　国庫補助金返還金	2,834 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
大道取水場４期除塵機3･4号取替工事	令和３年度から令和４年度まで	千円 164,670
大道取水場導水ポンプ用回転数制御装置取替工事	令和３年度から令和４年度まで	455,421
大道取水場5期導水ポンプ1号取替工事	令和３年度から令和４年度まで	543,494
猪名川浄水場送水ポンプ4号取替工事	令和３年度から令和４年度まで	444,883
猪名川浄水場送水ポンプ10号取替工事	令和３年度から令和４年度まで	595,487
尼崎浄水場送水ポンプ用回転数制御装置取替工事	令和３年度から令和４年度まで	278,410
猪名川浄水場改修工事その３に伴う付帯工事	令和３年度から令和４年度まで	445,500
甲東ポンプ場及び配水池流量計取替工事	令和３年度から令和４年度まで	54,187
甲東ポンプ場受配電設備取替工事設計業務委託	令和３年度から令和４年度まで	59,400
３期甲東送水路上ヶ原量水池改修工事及び甲山調整池連絡施設築造工事	令和３年度から令和７年度まで	2,839,100
送水管更新工事その２	令和３年度から令和８年度まで	11,448,030
沈澱池流入弁用開閉装置修理工事	令和３年度から令和４年度まで	19,041
電動機点検整備工事	令和３年度から令和４年度まで	15,642

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額　　導送配水管路整備事業費充当のため　　580,000千円

起債の方法　　国又は銀行その他から普通貸借の方法により借入れ、財政又は事業の進捗の都合により、後年度に繰り下げて借入れ

をすることができる。

利　　率	年4.8％以内
償還の方法	本年度の元金は、借入れの翌日から５年以内を据置き、その後40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更あるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては定額以上を償還し、又は前記利率の範囲内で借換えすることができる。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費　　2,317,486千円

⑵　交際費　　187千円

（構成団体からの補助金）

第10条　水道水源施設等建設事業割賦負担金利息及び児童手当の一部に充当するため、構成団体から補助を受ける金額は、15,683千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条　たな卸資産の購入限度額は、843,823千円と定める。

阪神水道企業団告示第４号

下記の者は、令和３年４月５日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

令和３年４月５日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

記

岩　下　　彰

阪神水道企業団告示第５号

阪神水道企業団規約第９条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のと

おり行う。

令和３年４月５日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

記

1　選挙する期間　　令和３年４月５日から
　　令和３年６月30日まで
1　選挙する議員数　　１名
1　選挙する市　　西宮市